

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 妻に支払った賃借料

Q : 私は、妻の所有する建物で商売を営んでいます。この建物の賃借料を妻に支払おうと思うのですが、支払った賃借料は必要経費になるのでしょうか。

A : 生計を一にする親族に支払う賃借料は、必要経費に算入できません。

【解説】

個人が営んでいる不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に、生計を一にする配偶者その他の親族が従事したことその他の事由によって、その事業から対価の支払いを受ける場合には、その対価の金額は、その事業の所得金額の計算上必要経費に算入しないことになっています。

ただし、青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている者が、生計を一にする親族をその事業に係る専従者として届出をしている場合には、その届出をしている親族に支払われる給与については、その事業の所得金額の計算上必要経費に算入することが認められています。

また、生計を一にする親族が所有する建物を使用して事業を営んでいる場合、その建物に係る必要経費に算入されるべき金額は、事業主の事業に係る所得金額の計算上必要経費に算入することとして取り扱われています。

ご質問の場合、建物の賃借料は必要経費に算入できませんが、建物に係る減価償却費や、奥さんが支払った固定資産税、その建物を維持管理するための費用も、あなたの事業所得の金額の計算上必要経費に算入されます。



KIMIYO・I